

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

新型コロナウイルス対策に関する提言
《第8弾》

令和3年6月3日



代表 松井 一郎

共同代表 片山虎之助



新型コロナウイルス対策に関する提言 ＜第8弾＞

日本維新の会は、どの政党よりも早く新型コロナウイルス感染症の脅威を指摘し、昨年1月23日に党対策本部を設置、2月3日の第一弾提言を皮切りに七弾にわたる提言を政府に申し入れてきた。

例えば、緊急立法協議会の設置、入国制限の強化、軽症者へのホテル活用、10万円の現金給付、出口戦略の策定、家賃支援給付金の創設、地方創生臨時交付金の傾斜配分、ICUセンターの整備、緊急時給付の迅速化、医療機関への勧告権の創設等については、大阪府の吉村洋文知事とも連携しながら実現を図ることができた。

他方、

- 1) 平時の仕組みを大胆に組み替える有事モード法制の不在
 - 2) デジタル敗戦とも揶揄される古いアナログ行政システム
 - 3) 不徹底な入国管理に象徴される優先順位、戦略性の欠如
- など、国家の統治システムとしての深刻な課題が浮き彫りになっている。

そこで、全国的に蔓延する第四波の終息に向けた対策やワクチン接種の加速化と併せて本格的な有事モード法制の検討を急ぐべきである。菅総理も「法律を改正しなければならない」「落ち着いたら緊急事態の際の特別措置（法）をつくるなければならない」と仰っている通りである。喉元過ぎれば熱さを忘れる、を二度と繰り返すことのないよう、政府与野党協議会を直ちに再開するなど迅速な対応を強く要望する。

1. 補正予算、消費減税、国会延長

三度目の緊急事態宣言が発令され延長される中で、事業者と国民の窮状はますます深刻化している。特に、一時支援金に続く月次支援

金には月額の上限があるため、中堅中小企業を中心に不公平感が高まっている。

こうした事態に対応するための令和3年度第一次補正予算の編成、5%への消費減税を速やかに措置すべきである。立法府も、通常国会の会期を延長する等事実上の通年国会として政府の取り組みを全力でバックアップすべきである。

- ① GDPギャップ等マクロ経済の厳しい状況も踏まえつつ、事業資金、生活資金、そして地方財政を支える30兆円規模の補正予算を編成する
- ② コロナ禍の長期化により傷んでいる経済全体の再生を図るため、誰もが公平に効果を享受できるよう、当分の間、消費税を5%に減税する
- ③ 補正予算とともに有事モード法制（3. 参照）を整備するまでの間、通常国会の会期を延長し、事実上の通年国会とする
- ④ 持続化給付金、家賃支援給付金の復活等を通じ、緊急事態宣言に伴う措置に協力し、あるいは影響を受けている中小企業・小規模企業者への支援を継続する
- ⑤ コロナ禍の影響を決算ベースで評価し事後的に損失補填する中堅企業向け支援制度を創設し、月次支援金等既存の支援策との選択制を導入する
- ⑥ 緊急小口資金等を抜本拡充した事後審査方式給付制度の創設など国民の生活資金に係るセーフティネットを強化する
- ⑦ 新型コロナ対応の最前線で事業者の経営と住民の生活を支えて

いる地方公共団体に対し地方創生臨時交付金を追加配分する

- ⑧ コロナ禍を通じて深く傷んでいる地方財政を再建するための大膽な財政措置を講じる

2. 医療提供体制、ワクチン接種・治療薬

新型コロナウイルスの感染防止対策と経済活動との両立を図つていくためには医療提供体制の強化が不可欠であり、本年2月に感染症法に基づく勧告対象に医療機関を追記するなど党として都道府県知事の権限の強化を図ってきた。

今後は、病院等の機能再編や医療のデジタル化といった改革を平時から断行するとともに、かかりつけ医等の応召義務を強化する等により感染症の診療・検査体制を抜本的に強化していく必要がある。

- ① 人員配置や設備面で急性期の受け入れ能力がない病院が多過ぎる現状を改めるため、医療提供体制の機能再編の更なる加速化を図る
- ② 保健所に係る目詰まりを解消するとともに感染症に係る「かかりつけ医」の応召義務を強化する等により感染症の診療・検査体制を抜本的に強化する
- ③ 国産ワクチンや治療薬の研究開発・生産体制について、安全保障の観点から抜本的に強化する
- ④ 市区町村や大規模会場、更には大企業の職域接種に加え、商工会議所や協会けんぽとも連携し中小企業の職域接種を加速化する

- ⑤ ワクチン接種記録システム（VRS）などマイナンバーの活用を推進するとともに支払い（レセプト）についても完全オンライン化を実現する
- ⑥ ワクチン接種を受けることのできない者への不当な扱いを防止しつつ、ワクチンパスポートを感染防止措置の一環として積極的に活用する
- ⑦ ワクチン接種の担い手については、判例法理に基づく違法性の阻却判断を待つことなく、立法措置を通じて確保する

3. 有事モード法制の整備

コロナ禍を通じた最大の教訓は、法律であれ憲法であれ、緊急事態に係る規律を平時からしっかり整備しておかなければ、かえって国民の権利や自由への制限が「なし崩し的」に恒常化されるという事実であった。

こうした観点から、平時から「最悪の事態」を想定し、必要な民主的統制の下で内閣が平時モードと有事モードとをギアチェンジできる複線的な統治システムを構築し、「分厚い民主主義」を実現する必要がある。

- ① 医療提供体制に係る判断など地域が主体的に取り組むべき事項を除き必要な権限を国に集中させる等国と地方の関係を大胆に組み替え可能とする
- ② 災害派遣に関する自衛隊法の枠組みも活用しつつ、全国あるいは地方ブロック毎に重症病床を融通し患者を配転する仕組みを整備する

- ③ 最悪の事態を想定し、入管法改正など水際規制を抜本的に強化するとともに、国民の外出等私権を制限するロックダウン法制を整備する
- ④ 人流を抑制する等の目的で特定業種の営業を停止するなど「特別の犠牲」を強いいる場合の補償のあり方について速やかに検討し制度化を行う
- ⑤ 一定の臨床的效果を確認した段階で治療薬の緊急使用を許可し、通常の治験手続きに囚われることなく治療の選択肢を提示出来るようにする

4. 東京オリパラの開催

東京オリンピック・パラリンピックの開催可否は、政局的な争点とするのではなく、ワクチン接種状況や国内感染状況、医療逼迫状況など客観的指標を設け、広く国民の理解を得た上で早期決着を図るべきである。

開催する場合には、選手や関係者と外部との接触を遮断する「バブル方式」の厳格化を図り、ルールに違反すれば日本滞在に必要な大会参加資格を国ごと剥奪する等の強い措置を求める。

仮に開催しなくなった場合には、開催を延期する等を可能とするよう関係者と協議を行うべきである。

以上